

○国土交通省令第四十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十条第一項（同法第四十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(船舶保安情報の通報事項)</p> <p>第七十五条 法第四十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、国際航海船舶に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 (略)</p> <p>二十三 次のイ又はロに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める日以後における北朝鮮の港への寄港の有無</p> <p>イ 国際航海日本船舶 平成二十八年十二月九日</p> <p>ロ 国際航海外国船舶 平成二十八年二月十九日</p> <p>二十四 二十九 (略)</p> <p>(国際航海船舶以外の船舶への準用)</p> <p>第七十八条 法第四十六条において準用する法第四十四条第一項に規定する船舶保安情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第七十五条第一号から第十六号まで、第二十二号イ及びニ並びに第二十三号から第二十九号までに掲げる事項</p> <p>二・三 (略)</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(船舶保安情報の通報事項)</p> <p>第七十五条 法第四十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、国際航海船舶に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十三 二十八 (略)</p> <p>(国際航海船舶以外の船舶への準用)</p> <p>第七十八条 法第四十六条において準用する法第四十四条第一項に規定する船舶保安情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第七十五条第一号から第十六号まで、第二十二号イ及びニ並びに第二十三号から第二十八号までに掲げる事項</p> <p>二・三 (略)</p> |



附 則

この省令は、平成三十年七月十六日から施行する。